

青森県報

第三千七百八十七号

平成二十五年
十二月二十五日
(水曜日)

目次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

訓 令

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (こどもみらい課) …… 二

青森県婦人相談員規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 二

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 二

生活保護法による医療機関の指定…………… (同) …… 二

生活保護法による指定医療機関の休止の届出…………… (同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…………… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出…………… (同) …… 三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 四

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 四

規 則

身体障害者福祉法による医師の指定…………… (同) …… 四
特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 四
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (同) …… 四
道路の区域の変更…………… (道路課) …… 五
道路の供用の開始…………… (同) …… 五

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

正する。

第一条の第三第三項第七号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する配偶者暴力防止等法第二条に規定する被害者を含む。)」を加え、同号イ中「第三条第三項第三号」及び「第五条」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同号ロ中「第十条第一項」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程（昭和三十九年六月青森県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年一月三日から施行する。

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県婦人相談員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県婦人相談員規程の一部を改正する訓令

青森県婦人相談員規程（昭和三十二年七月青森県訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「（同項）」

を「及び同法第二十八条の二において準用する同法第二条に規定する被害者（これらの規定）に、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第二号中「配偶者」を「配偶者等」に、「あつ旋し」を「あつせんし」に改め、同条第三号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年一月三日から施行する。

告 示

青森県告示第八百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
スーパードラッグ アサヒエルム店 あいくりニック	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一 南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目二の九	平成二五・二・七 二五・二・二五

青森県告示第八百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 スーパードラッグ アサヒエルム店 薬局たまーち	所在地又は住所 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一 五所川原市字田町一一四の一	指定年月日 平成二五・二・八 二五・三・二
---	--	-----------------------------

青森県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 エルム女性クリニ ック	所在地又は住所 五所川原市中央四丁目九三	休止年月日 平成二五・九・二四
--------------------------	-------------------------	--------------------

青森県告示第八百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 スーパードラッグ アサヒエルム店	所在地又は住所 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	廃止年月日 平成二五・二・七
-------------------------------	-------------------------------	-------------------

青森県告示第八百八十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 スーパードラッグ アサヒエルム店 薬局たまーち	所在地又は住所 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一 五所川原市字田町一一四の一	指定年月日 平成二五・二・八 二五・三・二
---	--	-----------------------------

青森県告示第八百八十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 エルム女性クリニ ック	所在地又は住所 五所川原市中央四丁目九三	休止年月日 平成二五・九・二四
--------------------------	-------------------------	--------------------

青森県告示第八百八十五号

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

五所川原市十三深津一三四 五所川原市十三羽黒崎一三三の二〇 秋田谷 又三郎 内藤 正雄	下北郡佐井村大字佐井字磯谷一三三二 田中 勝年 下北郡佐井村大字佐井字磯谷一〇三の一 東出 一夫	佐井村第四区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字磯谷の区域	主として底建網漁業
十三区域 十三漁業協同組合の地区	底びき網を使用しているしじみ漁業		

青森県告示第八百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年一月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	三沢十和田線	十和田市大字相坂字高清水七五の八から 十和田市大字相坂字高清水一一の五まで	十和田市元町東二丁目八四の六から 十和田市元町東二丁目一の一まで	前 一四・〇〇メートルから 後 一六・二〇メートルまで	九一・八〇メートル		
2	県道	三沢十和田線	十和田市大字三本木字下平無番番から 十和田市大字三本木字下平無番番まで	十和田市大字三本木字下平無番番から 十和田市大字三本木字下平無番番まで	前 一四・〇〇メートルから 後 一六・二〇メートルまで	九一・八〇メートル		

青森県告示第八百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年一月二十四日まで青森県県土整備

備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

